

中部電力株式会社「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成25年6月14日

経済産業省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、中部電力株式会社西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書について、中部電力株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：愛知県海部郡飛島村及び知多市
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：231.6万キロワット（115.8万キロワット×2）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜環境影響評価方法書＞

環境影響評価方法書受理	平成23年 3月10日
住民意見の概要等受理	平成23年 5月18日
愛知県知事意見受理	平成23年 8月 2日
経済産業大臣勧告	平成23年 9月 2日

＜環境影響評価準備書＞

環境影響評価準備書受理	平成24年12月13日
住民意見の概要等受理	平成25年 2月18日
愛知県知事意見受理	平成25年 5月21日
環境大臣意見受理	平成25年 5月24日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、樺福

電話：03-3501-1742（直通）

【中部電力株式会社 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画
環境影響評価準備書に対する勧告内容】

温室効果ガス

1. 本事業による二酸化炭素排出削減効果を早期に発揮するため、本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すこと。
2. 事業者全体として最大限の二酸化炭素排出削減を図るために、西名古屋火力発電所7号系列（以下「本発電設備」という。）が事業者の所有する火力発電所の中で二酸化炭素排出原単位が最も低い水準である間、その利用率をできる限り高い水準に保ち、事業者が保有する他の発電所との稼働分担を適切に行うなどにより、事業者全体による二酸化炭素排出の一層の削減に努めること。
3. 本発電設備の二酸化炭素排出原単位が事業者の所有する火力発電設備の中で最も低い水準である間は、本発電設備を適切に活用することで事業者全体の二酸化炭素排出原単位を低減し、また、今後新たな地球温暖化対策計画が策定されればこれと整合したかたちで、計画的に二酸化炭素排出削減に取り組む必要がある。
事業者としても、今後、国の新たな地球温暖化対策計画が策定され、それと整合した電力業界全体の枠組が構築された後にはこれに遅滞なく参加し、当該枠組の下で計画的に二酸化炭素排出削減に取り組む意向であることから、その枠組の下で確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
4. 本発電設備は2050年においても稼働が想定されることから、環境基本計画に位置付けられた2050年までに温室効果ガス排出量80パーセント削減を実現するために、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策についても継続的に検討を進めること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。